第28回全国都市緑化かごしまフェア「フラワーエンジェルかごしま」を募集

●**主な業務内容**＝キャンペーンの企画運営及び司会、各広報番組への出演、各種広報原稿の作成などの広報宣伝活動
●**応募資格**＝平成22年4月1日現在で20歳以上の県内在住の女性
●**勤務日数**＝月20日程度
●**報酬**＝日額9，900円
※社会保険等完備
※通勤手当別途支給
●**任用期間**＝平成22年4月1日～平成23年3月31日
●**応募方法**＝応募用紙に必要事項を記入のうえ、写真（最近3か月以内に撮影されたL版カラー全身写真）を添えて直接持参又は郵送でご応募ください。
●**応募期限**＝12月18日（金）

【問い合わせ・応募先】
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10-1
第28回全国都市緑化かごしまフェア実行委員会
☎099-286-2865

お知らせ

国民健康保険の出産一時金の支給額と支給方法が変わりました

～出産一時金の額が4万円引き上げられます～

国の緊急の少子化対策の一環として、10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金の額が4万円引き上げられ、現行の「35万円」から「39万円」となりました。

なお、産科医療補償制度に加入している医療機関等は、「38万円」から「42万円」になります。

また、支給方法については、「直接支払制度」が導入され、被保険者と医療機関等が代理契約を結ぶことにより、被保険者に代わって医療機関等が支給申請及び受取を直接行うことができるようになりました。

このため、出産費用額が支給上限額（39万円又は42万円）以下の場合は、原則として被保険者の医療機関等での窓口負担は発生しません。

ただし、直接支払制度については、医療機関等により取扱が異なる場合がありますので、出産する医療機関等へ事前にご確認ください。

なお、いままでどおり市役所窓口での直接請求等もできます。

【問い合わせ】
市健康保険課
（1階⑥番窓口）
☎0994-31-1162

「高齢者虐待防止研修会」を開催

高齢者虐待は、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

虐待とは何か、なぜ起こるのか、防ぐにはどうすればいいのか、一緒に考えてみませんか。

●**日時**＝12月2日（水）14時30分～16時
※受付は14時から
●**場所**＝市中央公民館1階集会室
●**対象者**＝どなたでも参加できます。
●**内容**＝講演「高齢者虐待とは」、事例紹介、寸劇

【問い合わせ】
市健康増進課
（1階⑧番窓口）
☎0994-43-2111
内線3750・3751

11月は労働保険適用促進月間

～「一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。」～

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に必ず加入する義務があります。

労働保険は、労働者が業務災害にあった時や失業した時だけでなく、在職中の高年齢者・育児休業中・介護休業中の人も給付を受けることができます。

また、職業の資格取得に係る費用を助成する教育訓練給付制度や事業主が利用できる各種の助成金制度もあります。

未加入の事業主は早急に手続きを行ってください。

【問い合わせ】
鹿屋労働基準監督署
☎0994-43-3385

第61回人権週間

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

そこで、人権週間の一環として特設人権相談所を設けます。家族、財産・相続、多重債務、差別などの問題でお困りの人は、ぜひ、ご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

●**日時**＝12月1日（火）10時～15時
●**場所**＝市中央公民館、コミュニティセンター吾平振興会館、市輝北総合福祉センター、市串良ふれあいセンター

※法務局と人権擁護委員は人権週間以外も相談に応じています。最寄りの法務局や人権擁護委員までお問い合わせください。

【問い合わせ】
鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994-43-6790

キノコ狩りは要注意

10月22日に市内で毒キノコ（テングタケ）による食中毒が発生しました。

毒キノコで食中毒を起こさないために、次のことに注意してください。

○食べられる種類であるか、はっきりわからないものは絶対に食べない
※地味な色で、いかにも美味しそうに見える毒キノコもあり、間違えて食べて食中毒になる例もあります。
○素人判断を絶対にしない
※毒キノコの中には、食べられるキノコとよく似た専門家でも見分けがつきにくいものがあります。
○安易に人にあげない
※知人からゆずり受けたキノコを食べて食中毒になるケースもあります。
○昔からの「迷信」「言い伝え」は信じない
※縦に裂けるキノコは食べられるなどの迷信は信じてはいけません。

【問い合わせ】
市健康増進課
☎0994-41-2110

特定健康診査を受診しましょう

メタボシリーズ④

～ 特定健康診査の今年度の健診日が残り少なくなりました ～

国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの人で、今年度特定健康診査をまだ受診していない人はいませんか。市では、自分の健康管理や健康づくりのために、年1回の受診をお願いしていますが、今年度の健診は12月9日（水）までとなっています。まだ受診していない人は、ぜひ、受診しましょう。

●**対象者**　国民健康保険被保険者の40歳以上74歳以下の人で今年度まだ特定健診を受診していない人
※75歳以上の人は、同日程で長寿健診を受けることができます。
●**受診料**　無料
●**内　容**　身体計測、腹囲測定、尿検査、血圧測定、血液検査（貧血、肝機能、脂質、糖代謝）、心電図

●**日　程**　※受付時間＝7時30分～8時

日　時	場　所
11月19日（木）	田崎地区学習センター
11月20日（金）	田崎地区学習センター
11月21日（土）	保健相談センター
12月2日（水）	保健相談センター
12月4日（金）	保健相談センター
12月6日（日）	百引校区公民館
12月7日（月）	大姶良地区学習センター
12月8日（火）	大姶良地区学習センター
12月9日（水）	保健相談センター

※どの会場でも受診できます。都合の良い日程で受診してください。

【問い合わせ】**市健康保険課**　☎0994-31-1162
市健康増進課　☎0994-41-2110

夜間救急当番医制度適正受診のお願い

○夜間救急当番医の診療時間は23時までです。23時以降は急患のみの対応となります。
○お子さんの急な病気について、夜間救急当番医を受診すべきか悩んだら、＃8000【小児救急電話相談（19時～23時）】をダイヤルしましょう。

◎夜間救急当番医制度とは
夜間救急当番医制度は、救急を必要とする患者さんのためにつくられた制度です。この制度が存続できるよう一人ひとりが少しずつ協力し、この制度を守りましょう。

◎夜間救急当番医制度崩壊の危機となった理由は
近年、救急を要しない患者の利用が急増しています。このため当番医は疲れきっています。軽症や「昼間は忙しい」からといった安易な利用はやめ、昼間にかかりつけ医を受診しましょう。

◎本当に救急車が必要ですか
軽症の場合は自分で対処し、必要のない要請やタクシー代わりの利用はやめましょう。

【問い合わせ】市健康増進課　☎0994-41-2110